

4期計画からの主な変更箇所（項目の移動は除く）に下線

犯罪のないみやぎ
安全・安心まちづくり基本計画
(素案)
(第5期)

令和8年3月

宮 城 県

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第5期）

1	計画策定の趣旨	2
(1)	計画策定の背景	2
(2)	安全・安心まちづくりに向けての取組	2
(3)	安全・安心まちづくりとは	3
(4)	計画の位置付け	3
(5)	県民意見の反映	4
(6)	計画の期間	5
2	宮城県の現状と課題	6
(1)	県民生活における現状と課題	6
(2)	地域社会の現状と課題	8
3	犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進	9
(1)	目標	9
(2)	基本方針	9
(3)	方向性	11
(4)	推進体制の整備	13
(5)	進行管理	14
4	推進項目と具体的推進方策	15
方向性1	犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成	15
推進項目(1)	県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成	15
推進項目(2)	安全・安心まちづくり活動の推進	16
推進項目(3)	各ボランティア団体等のネットワーク化の促進と連携・協働	17
方向性2	犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進	19
推進項目(4)	子どもの安全対策の推進	19
推進項目(5)	子どもに関する安全教育の推進と相談窓口の充実	21
方向性3	防犯上の配慮が必要な者や機会における安全対策の推進	23
推進項目(6)	性犯罪やストーカー、DV等の被害から守るための対策と支援	23
推進項目(7)	高齢者、障害者、外国人等の犯罪被害の防止と支援	25
推進項目(8)	外国人をはじめとした観光旅行者等の来県者が犯罪の被害にあわないための情報の発信	27
推進項目(9)	大規模災害時等における防犯の推進	28
方向性4	多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応	29
推進項目(10)	特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、悪質商法による被害の防止	29
推進項目(11)	インターネット犯罪被害の防止と情報モラルの推進	31
推進項目(12)	大麻をはじめとする薬物乱用の防止	33
方向性5	犯罪の起きにくい学校・道路・公園等の普及	34
推進項目(13)	犯罪の防止に配慮した安全な学校・通学路づくり	34
推進項目(14)	犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及	35
推進項目(15)	犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及	36
推進項目(16)	犯罪の防止に配慮した安全な公共施設・商業施設等の普及	37
推進項目(17)	防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用の推進	39
推進項目(18)	景観の保護による防犯対策の推進	40

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

宮城県は、豊かな自然に恵まれているとともに、都市、農山漁村など多様な環境を有しており、これからの時代に、真に豊かな生活を享受できる可能性を持った地域です。

このように素晴らしい可能性を持った地、「みやぎ」において、豊かで潤いのある生活を営んでいくための基本となるのは、安全で安心して暮らせる社会であり、その実現は県民共通の願いです。

しかし、県内では、令和3年まで減少が続いていた刑法犯認知件数¹が令和4年に増加に転じました。近年、匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺や殺傷事件等の凶悪事件のほか、子どもや女性に対する声かけ・つきまとい事案なども多く発生しています。令和6年には特殊詐欺に係る被害金額が過去最高額となるなど、県民の不安感が増している状況にあります。

また、情報化、高齢化、都市化など近年の急激な社会環境の変化により、地域社会における連帯意識や人間関係の希薄化も危惧されています。

このような中で、全ての県民が安心して暮らせるまちの実現のため、自治体や警察による取組のみならず、地域住民や事業者等の地域社会に関わる方々全てが連帯して支え合うことを基本として、県民一人ひとりが、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という意識を持ち、基本的人権を尊重しながら、犯罪の被害にあわないまちづくりを進めていくことが必要となっています。

地域社会に関わる方々が連携し、暴力の減少や官民のパートナーシップの醸成に取り組むことは、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs²）の推進に寄与します。



(2) 安全・安心まちづくりに向けての取組

宮城県では、平成18年3月に「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例（平成18年宮城県条例第46号。以下「条例」という。）」を制定し、また条例の理念を具体化するため、平成19年3月に「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」（平成19年度～平成23年度）を、平成24年3月に第2期基本計画（平成24年度～平成28年度）を、平成29年3月に第3期基本計画（平成29年度～令和2年度）を、令和3年3月に第4期計画（令和3年度～令和7年度）を策定し、全ての県民が安心して暮らせるまちの実現を目的として、県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）が、地域の実情に応じて、地域の課題を解決し、犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）を県民運動として進めていくことに取り組んでまいりました。

第4期計画の主な取組として、地域で開催される安全・安心まちづくりに関連した講習会や防犯教室等に令和3年から令和6年までに延べ100件程度、講師を派遣し、地域における安全教育の充実を図りました。また、子どもの防犯対策として通学路で巡回、見守りをす

¹ 刑法犯認知件数：窃盗、強盗、殺人などの刑法犯について、被害の届出、告訴、告発、その他により警察などが犯罪の発生を認知した事件数。

² SDGs（読み：エスディージーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

る地域の学校安全ボランティアを養成するスクールガード養成講習会を開催し、令和3年から令和6年までに延べ700人程度の参加があり、安全・安心まちづくりの担い手を養成しました。さらに、特殊詐欺電話撃退装置購入費補助を実施し、令和3年から令和6年までに延べ2,500件程度の申請があり、高齢者への特殊詐欺被害防止対策を推進し、一定の成果が現れています。

一方で、子どもや女性を対象とした声かけ事案や高齢者を狙った特殊詐欺等、県民の身近なところで犯罪や犯罪に発展しかねない事案が発生しており、県民の不安感を払拭するためには、引き続き安全・安心まちづくりの取り組みを促進していく必要があります。

また、本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災における経験を踏まえ、今後起こりうる災害に対応する安全・安心まちづくりの環境整備を進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、第5期基本計画は、全ての県民が安心して暮らせるまちの実現に向けた取組をより一層推進していくために策定するものです。

(3) 安全・安心まちづくりとは

安全・安心まちづくりは、行政、県民、事業者など私たちの社会を構成する多様な主体が参画し、連携・協働して、それぞれの役割を果たしながら取り組んでいくものです。

特に、犯罪の被害にあわないようにするという意識を県民自らが持ち、課題解決に主体的に取り組むことで、「自分たちのまちは自分たちで守る」、「地域の安全は地域で守る」という安全・安心まちづくりの意識が育まれてきます。

また、県民等による様々な自主的活動が互いに連携し、ネットワーク化されていくことにより、安全・安心まちづくりの各種活動が県内各地に広まり、県民が安心して暮らせるまちづくりが進みます。

(4) 計画の位置付け

ア 条例に基づく基本計画

この基本計画は、条例第7条第1項に規定された基本計画となります。

社会情勢や地域の実情に応じて、県民等が自主的に行う安全・安心まちづくりの活動を促進し、県民運動として展開していくための各種施策を体系化して示すものです。

イ 「新・宮城の将来ビジョン」との整合

県では、県政運営の基本的な指針として、将来の宮城のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて県が優先的・重点的に取り組むべき施策をまとめた「新・宮城の将来ビジョン」を策定しています。

本計画の策定及び実行に当たっては、これら「新・宮城の将来ビジョン」との整合を図りながら、犯罪のない安全で安心なみやぎの実現に向けた取組を行っていきます。

ウ 宮城県の策定するその他の計画との関係

安全・安心が目的で本条例外の分野については、他の計画に基づいて推進することとしており、結果を共有するなど相互に連携を図りながら計画を推進していきます。(P5図参照)

安全で安心なまちを実現するためには、犯罪被害者等への支援や加害者を生まないための人づくり、罪を犯した人の更生などについても取り組んでいく必要があります。犯罪被害者支援については「宮城県犯罪被害者等支援計画」などに基つき、人づくりについては「宮城県教育振興基本計画」や「青少年の健全な育成に関する基本計画」などに基つき、関係機関・団体と協力の上、各部局が相互に連携しながら推進していきます。また、罪を犯した人の更生については、「宮城県再犯防止推進計画」に基つき、今後も必要な取組を行っていきます。

(5) 県民意見の反映

基本計画の策定に当たっては、県民から意見を募集するとともに、安全・安心まちづくり委員会¹に諮問し、その答申を踏まえ策定しました（条例第7条第3項及び第4項）。

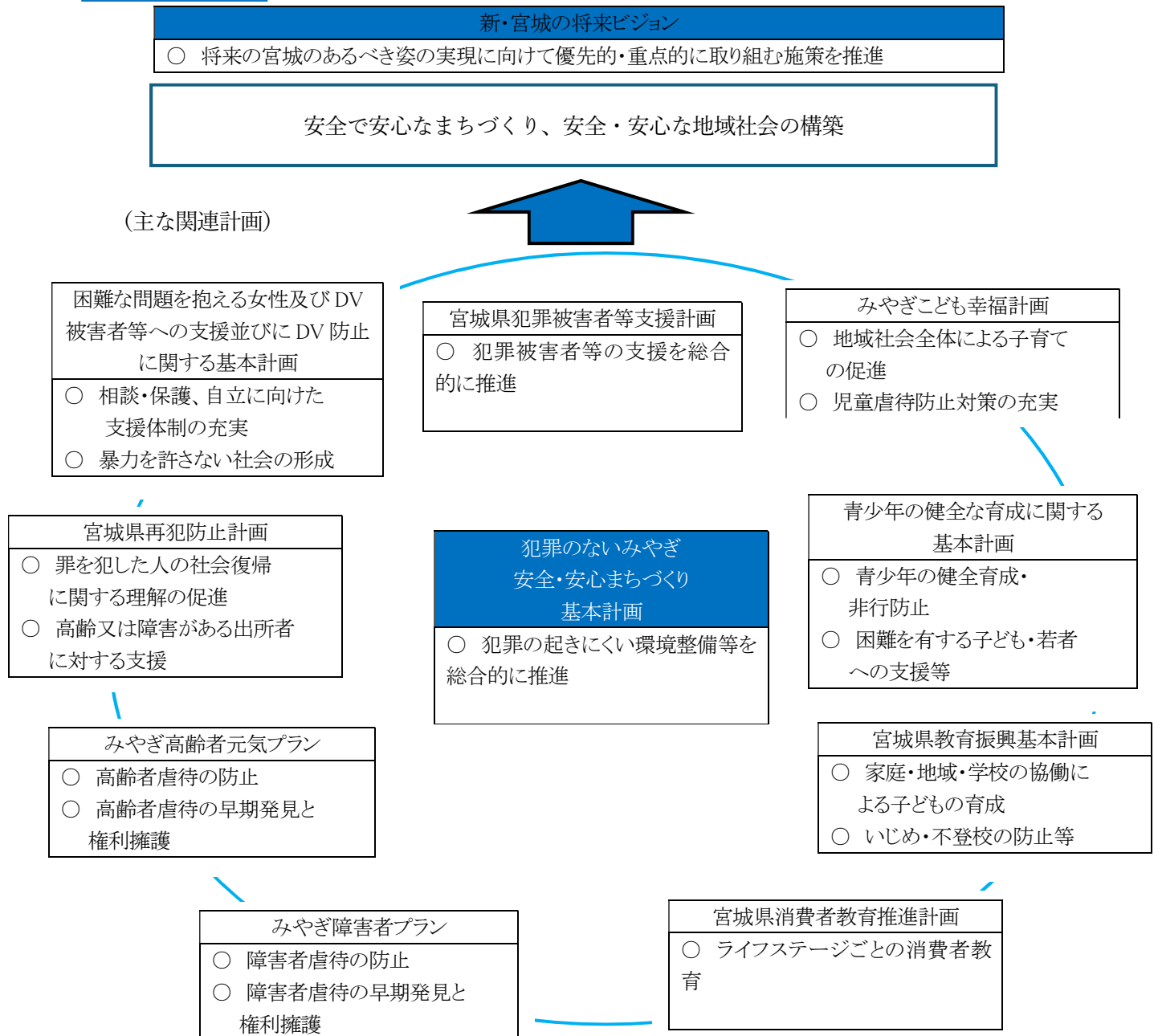
¹ 安全・安心まちづくり委員会：条例第8条に基づき、安全・安心まちづくりの推進に関する基本的な計画、その他安全・安心まちづくりに関する重要事項を審議するため、有識者や団体関係者等で構成される知事の附属機関。

(6) 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

社会情勢や犯罪発生状況等を勘案し、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の位置づけ



2 宮城県の現状と課題

(1) 県民生活における現状と課題

イ 犯罪の現状

宮城県の刑法犯認知件数は、平成13年に約49,900件とピークを記録しましたが、その後は減少を続けており、令和元年は約12,900件と約4分の1まで減少しております。前計画期間（平成16年度）の年間約16,400件と比べても

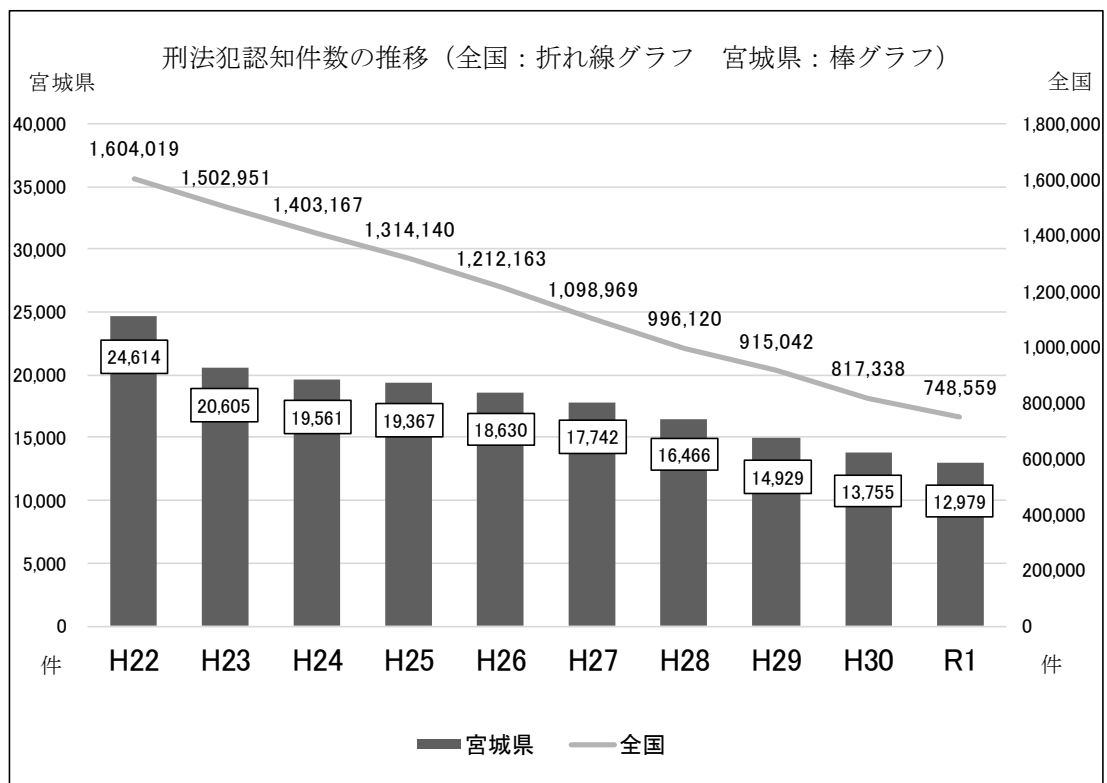
全国は約285万件でしたが以降減少を続け、令和元年は

修正中

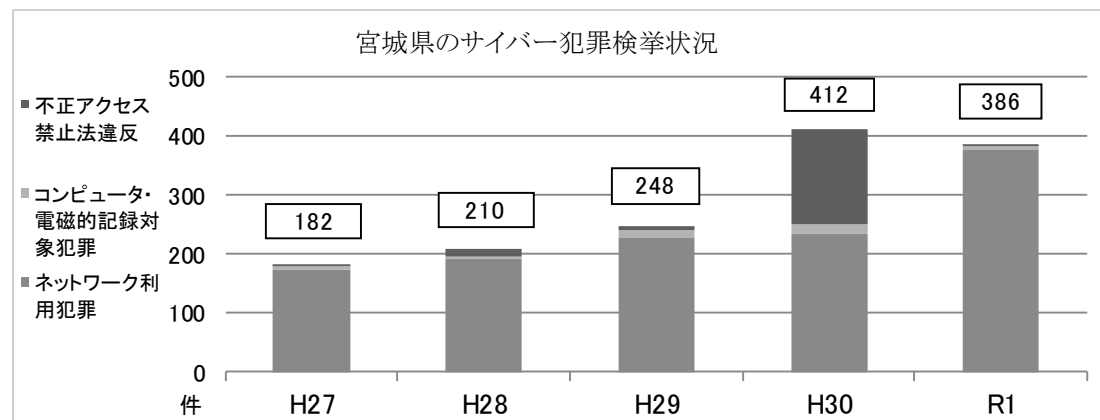
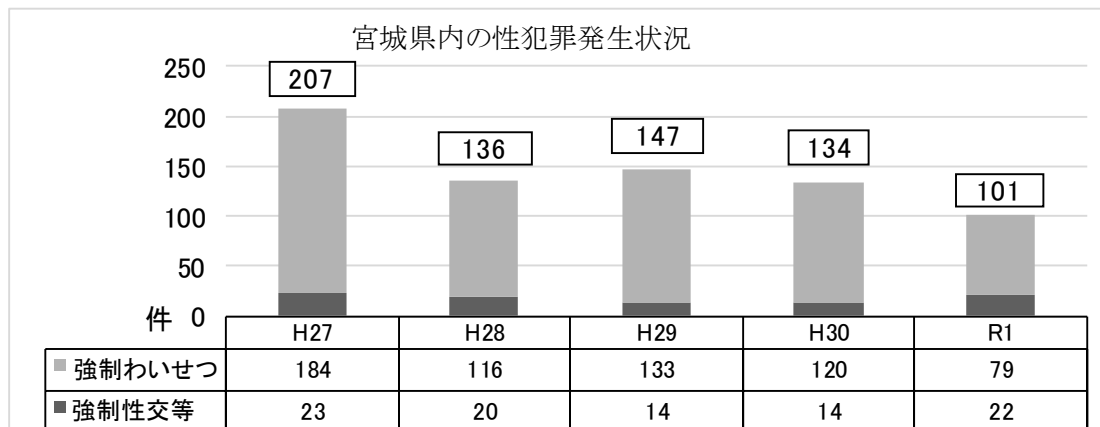
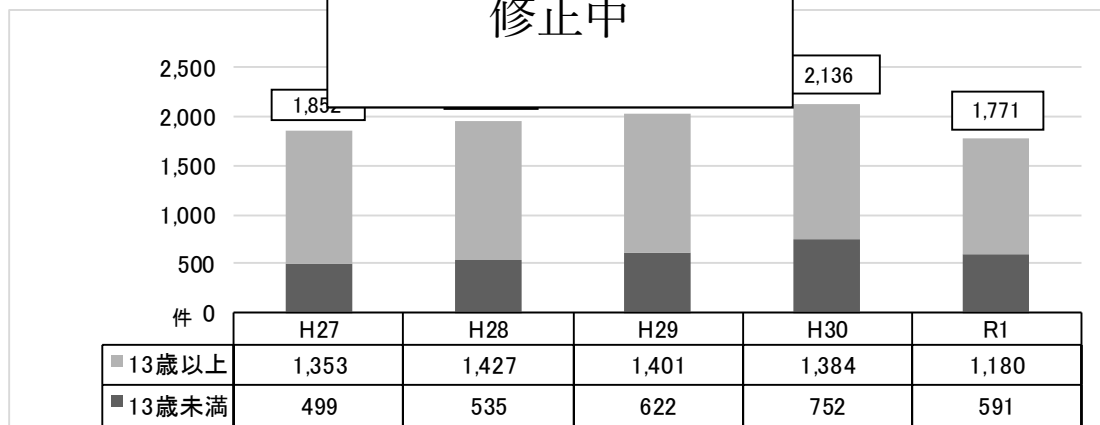
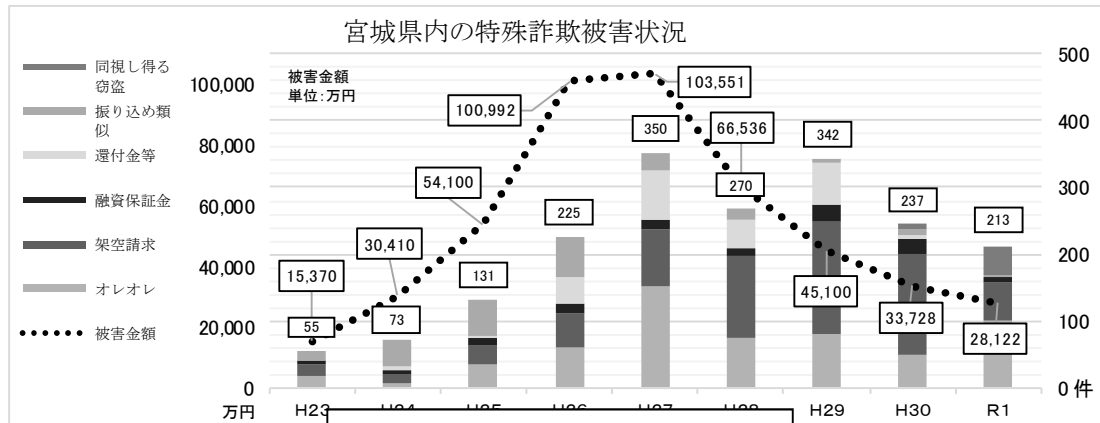
全国と県内の刑法犯認知件数を人口千人当たりで比較すると、全国は最多だった平成14年が人口千人当たり22.4件、最少だった令和元年は5.9件であるのに対し、県内においては、最多だった平成13年が人口千人当たり21.1件、最少だった令和元年は5.7件まで減少しており、県内は全国の比率より若干低い水準を推移しております。

このことから、刑法犯認知件数は大幅に減少しており、安全・安心まちづくりに向けての取組について、一定の成果が現れていると言えます。

しかしながら、特殊詐欺の被害は、平成27年をピークに減少傾向にあるものの、令和元年においても、いまだ件数、金額ともに看過できない水準にあるほか、子どもや女性に対する性犯罪等に発展するおそれのある前兆事案も依然として発生しているなど、県民の身近なところで犯罪等が発生しています。また、生活様式、社会情勢の変化に伴ってインターネット等のネットワークを利用した犯罪が増加傾向にあるなど、県民の犯罪に対する不安が払拭されているとは言い難い状況にあります。



※警察庁，宮城県警察本部より



※宮城県警察本部より

ロ 子どもを取り巻く現状

次の世代を担う子どもは、県民総ぐるみで健やかに育て、守っていかなければなりません。

県内の少年非行状況については、非行少年の検挙・補導数が減少傾向にあり、非行防止対策の成果が現れていますが、引き続き関係機関が連携して非行少年を生まない社会づくりを推進していく必要があります。

他県においては子どもを狙った無差別殺傷事件が発生しており、県内においても子どもに対する不審な声かけ、つきまとい等の事件が発生しており、前兆事案は依然として発生しています。スマートフォン可欠となった一方、ソーシャルネットワーク（SNS）等に起因する犯罪に子どもが巻き込まれることが多くなっている状況にあり、子どもの身を守る対策に関する取組の推進が強く求められています。

また、子どもの家庭環境においても、社会の情勢が大きく変化していく中で、児童虐待等が発生するなど、近年、子どもを取り巻く社会環境は、多様化・複雑化しています。

（２） 地域社会の現状と課題

我が国の治安の良さは、警察をはじめとする関係機関の取組やお互いに支え合い、助け合うといった地域の連帯感に支えられてきました。

犯罪のない安全で安心して暮らせるみやぎを実現するには、県民、事業者、各種団体、警察、自治体が連携・協働していく必要があります。

平成23年に東日本大震災が発生しましたが、今後も起こりうる様々な災害や新型コロナウイルス感染症等の緊急事態においても、予期せぬ環境の変化に乗じた新たな犯罪の発生も懸念されるため、様々な関係機関等が連携して、住民一人ひとりが安全で安心して暮らせるための各種取組を推進する必要があります。

また、子どもを取り巻く環境が急速に変化している中で、県民一人ひとりが子どもを見守り、地域ぐるみで育んでいくことが大切です。これまでの防犯ボランティアを中心とした活動の効率化・活性化はもとより、個人の負担が少ない形で、新たな主体が見守りに関わることを促し、見守りの担い手の裾野を広げていく必要があります。

さらに、グローバル化の進展により、在留外国人が増加するといった変化が生じています。観光施策の推進やオリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により、今後は、外国人観光客の数も増加していくことが予想されるため、多様な文化的背景を有する外国人が安全に安心して過ごせる環境を整備していかなければなりません。

（注）ソーシャルネットワーキングサービス（SNS：Social Networking Service）：登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。

3 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進

(1) 目標

県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、全ての県民が犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまちを実現します。

(2) 基本方針

ア 県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、お互いが支え合う地域社会を実現します。

県は、県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、お互いが支え合う地域社会を実現するために、地域でコミュニティ活動を行っている団体の連携を推進し、防犯意識の高揚と相互扶助精神の醸成を県内にくまなく広げ、安全・安心まちづくりを大きな県民運動として推進します。

イ 子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を、その置かれている社会的背景に留意しながら見守り、犯罪被害から守っていきます。

子ども、女性、高齢者、障害者、外国人等が犯罪の被害を受けることがないよう地域全体で見守る取組を推進するとともに、相談体制の充実に努めます。
また、犯罪の被害にあわないように、社会環境の変化に応じつつ、効果的な安全情報の提供を推進します。

ウ 基本的人権に配慮しつつ、犯罪が起きにくく、県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行います。

犯罪が発生しやすい場所として、一般的に「入りやすく」「見えにくい」場所の危険性が高いと捉えられており、その逆の「入りにくく」「見えやすい」場所が多いまちづくりを目指すことで、犯罪を誘発する要因を除去し、安全・安心まちづくりを推進します。
その際、プライバシーを始めとする個人の権利を侵害しないことなど人権への配慮に努めながら推進していきます。

全ての県民が、犯罪に巻き込まれることなく
安心して暮らせるまちの実現

- ◎ 県民の生活の安心感が向上する。
- ◎ 犯罪被害が減少する。
- ◎ 犯罪が起きにくい地域社会が実現する。

県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、お互いが支え合う地域社会を実現します。

見守り

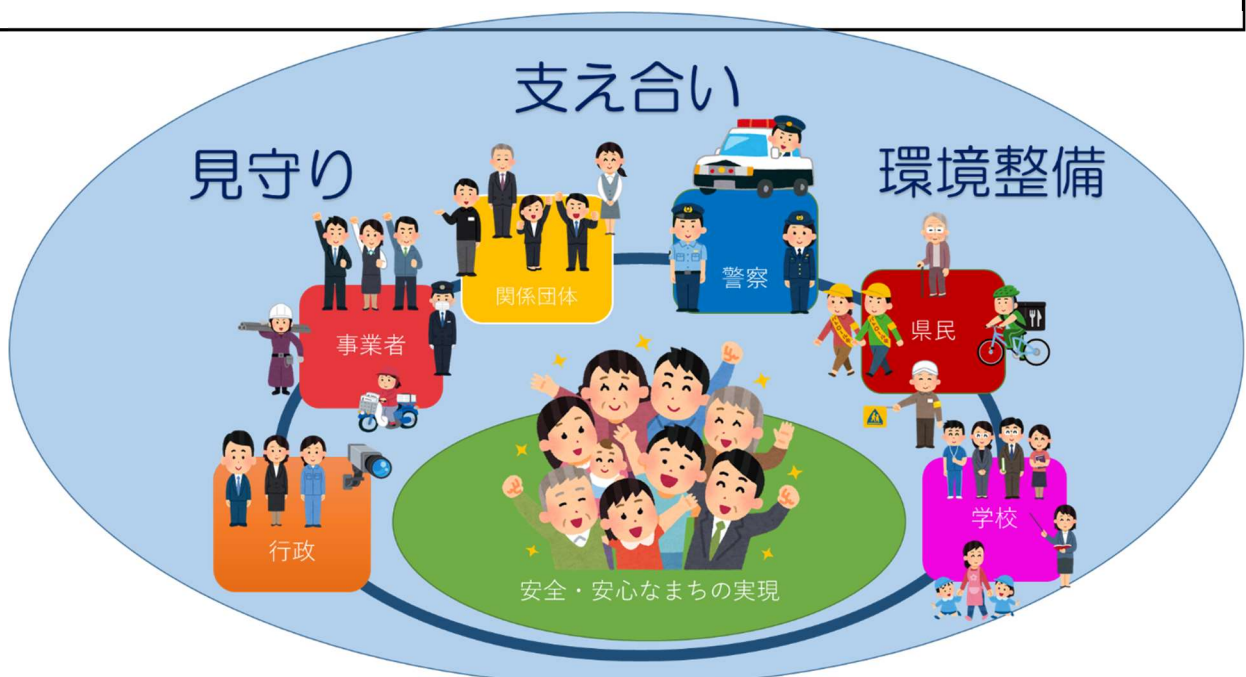
支え合い

環境整備

基本方針

子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を、その置かれている社会的背景に留意しながら見守り、犯罪被害から守っていきます。

基本的人権に配慮しつつ、犯罪が起きにくく、県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行います。



(3) 方向性

方向性1 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成

犯罪のない安全で安心な暮らしを営むことは、県民共通の願いです。

そのためには、県民一人ひとりが地域の課題を認識し、自主的・主体的に解決していくことが必要です。

これまでも、町内会、PTA等を中心とした子どもの見守り活動のほか、個人単位でも犬の散歩やウォーキングを子どもの登下校時に合わせて行う「ながら見守り」¹などの様々な取組が県内各地で行われてきました。

こうした取組を地域コミュニティの連帯に発展させていくことが、犯罪のないみやぎを目指す上で重要です。

一方で、近年は町内会の加入率が低下傾向にあるなど、見守り活動をはじめとした地域防犯の担い手減少が懸念されており、民間事業者との連携の重要性が高まっています。

このため、事業者を含む県民の安全・安心まちづくりに関する気運を醸成し、県民運動として展開することにより、安全で安心な地域社会を実現していきます。

方向性2 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進

我が国には、子どもの健やかな成長を願い、地域全体で子どもを育て、見守るという意識が共有されていたため、常に近隣の住民が子どもを見守っており、子どもに対する犯罪が起きにくい環境がありました。

しかしながら、生活様式や社会情勢の変化に伴い、地域で住民同士が支えあう力が低下することが危惧されています。また、スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、子どもがインターネットを通じた犯罪に巻き込まれる可能性が高まっています。

犯罪やトラブルから子どもを守るためには、住民一人ひとりが子どもの置かれている現状に関心を持つことが重要であり、県は、地域が連帯して子どもを見守る取組や、情報化社会に対応する犯罪予防等の取組を推進していきます。

方向性3 防犯上の配慮が必要な者や機会における安全対策の推進

性犯罪やストーカー、ドメスティック・バイオレンス²（以下「DV」という。）等の性犯罪・性暴力に関する事案は大きな社会問題となっており、相談機関における相談件数は高水準で推移しているとともに、男性の被害対策の重要性が指摘されています。このため、性別にかかわらず、相談できる体制の充実を進めるとともに、社会全体で性犯罪・性暴力を許さない環境づくりや若年期からの安全教育を進めていきます。

また、高齢者、障害者への虐待の通報や相談件数が増加傾向にあること、外国人の犯罪被害が増加傾向にあることなどから、こうした方が犯罪に巻き込まれないように、関係機関が連携を強化する必要があります。

加えて、観光や災害時などは、日常とは異なる状況下になることから、こうした局面における情報発信などを通じ、犯罪被害の防止に努めます。

¹ ながら見守り：ウォーキング、ジョギング、買物、犬の散歩、花の水やり等の日常生活をしながら、防犯の視点を持って子どもの見守りを行うこと。

² ドメスティック・バイオレンス（DV：domestic violence）：配偶者や内縁関係にある者、家族、恋人などのパートナー、元配偶者や元パートナーなどの近親者から受ける虐待・暴力。

方向性4 多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応

県内における特殊詐欺の被害は、令和6年に件数、金額とも過去最高に達したほか、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害も相次いでいます。こうした犯罪では、「匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）」や、「闇バイト」の関わりが指摘されるとともに、手口が多様化・巧妙化し、検挙や被害回復が難しい状況にあります。

また、AIやSNS等が浸透するにつれ、子どもから高齢者まで幅広い年代でインターネット利用に起因した犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が増加しています。市販薬等の過剰摂取（オーバードーズ）の広がりについても、SNS等による製品名や体験談等の流布が背景にあるとの指摘もあります。

このような社会環境の変化に伴い、ますます多様化・巧妙化する犯罪等により県民が被害を受けることを防止するため、自治体や学校、地域が一体となった取組を推進していきます。

方向性5 犯罪の起きにくい学校、道路・公園等の普及

全国や県内では、本来、安全な場所であるべき学校や保育施設等において、子どもを狙った凶悪な事件が発生しています。

そこで、自治体や警察、学校、家庭、地域が一体となって学校・通学路等の安全点検を行い、危険箇所を改善し、安全な学校、通学路等の整備を推進することにより、子どもの安全確保に努めます。

また、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」¹（以下「防犯指針」という。）に基づき、道路や公園等の公共の場所や商業施設等の建設に際し、計画段階から防犯灯や防犯カメラ等の効果的設置を推進するとともに、犯罪を誘発するおそれのある違反広告物や落書きの撤去などにより、犯罪の防止に配慮した環境整備を推進します。

¹ 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針：犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例に基づき、犯罪が起きにくい環境づくりに向けた配慮すべき事項をまとめた指針（平成18年度策定、平成29年度改定）。

(4) 推進体制の整備

安全・安心まちづくりの目標を実現するため、行政、県民、事業者など私たちの社会を構成する多様な主体がその役割に応じ、それぞれの役割を果たしながら、連携・協働して推進する体制を整備します。

ア 県の体制整備

県は、安全・安心まちづくりの施策を総合的に推進するため、知事部局、教育庁、警察がそれぞれの役割に応じ、地域の実状に応じた活動が行えるよう、推進体制を整備します。

- 警察、教育庁を含めた「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり推進本部」を設けて、各部局の施策への基本計画と防犯指針の内容の取込みを徹底します。
- 知事部局、教育庁、警察は、それぞれ開催する会議等に出席するなど、各部局の情報を共有するとともに、必要に応じて連携・協働していきます。

イ 県民・事業者・ボランティア団体・NPO法人など多様な主体との連携

安全・安心まちづくりには、町内会等や小学校区及び中学校区単位の地域での住民の参加と協力が不可欠です。スポーツ振興活動、子ども会活動、少年補導活動、健全育成活動、交通安全活動、自主防災活動等を行っているボランティア団体やNPO法人、県民と接する機会の多い業務に従事する事業者など多様な主体によるそれぞれの得意分野を活かした取組が一層促進されるよう、連携・協力していきます。

- 「すばらしいみやぎを創る協議会」¹や「青少年のための宮城県民会議」²が実施する事業と連携を図り、シンポジウム、自主活動団体の表彰、事例発表等の機会を設け、安全・安心まちづくりを県民運動として進めます。
- 県内の賛同団体等を広く集めた「全国地域安全運動宮城県大会」を開催し、自主防犯活動を促進します。
- 安全・安心まちづくりに取り組む県民、自主活動団体に情報提供、講師の派遣、助言等の支援を行います。
- 民間事業者と連携し、事業者が行う宅配や販売など日常の業務活動に合わせた防犯活動の実施を促進していきます。

¹ すばらしいみやぎを創る協議会：明るく住み良く、安全で安心な地域社会の実現を目指し活動している団体。安全で安心なまちを創る運動、美しい生活環境を創る運動等を行っている。

² 青少年のための宮城県民会議：県内の青少年健全育成を推進する中核的民間団体。正会員として、市町村・青少年育成市町村民会議・青少年育成関係機関団体・民間企業等の団体が加盟している。

ハ 市町村や国、他の都道府県との連携

安全・安心まちづくりにおいて、地域の防犯活動など県民に身近な市町村の果たす役割が大きいことから、市町村の行う安全・安心まちづくりに係る施策に関し、助言その他の支援を行うとともに、市町村と県のパートナーシップによる連携の強化を図り、総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。また、国や他の都道府県との広域的な連携にも努めます。

- 県内の各市町村の情報共有の推進や、補助制度の運用等により、市町村の取組を支援します。
- 国や他の都道府県との情報交換を推進し、施策の展開に活かすとともに、先進事例等について市町村に紹介します。

(5) 進行管理

毎年度、安全・安心まちづくりに関して講じた施策の内容を、安全・安心まちづくり委員会において報告、意見を聴取し、次年度の施策に反映していきます。

4 推進項目と具体的推進方策

方向性1 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成

推進項目(1) 県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成

県民等が犯罪の被害にあわないよう、特殊な手口による犯罪、特定の業種等を対象とした犯罪、広域的に発生が急増している犯罪や地域性の高い犯罪などの情報を公表するとともに、犯罪の発生状況を統計的に分析して県民等に提供します。

これらの取組を通じ、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識の醸成を図り、正確な情報に基づいて事業者を含む県民が自ら有効な防犯対策を講ずることができるよう支援します。

〈具体的推進方策〉

ア 地域安全情報の提供

- 身近な地域社会で発生している犯罪の発生情報や具体的な防犯対策に関する情報を警察、自治体等で共有し、県民、事業者に適時適切に情報提供します。
- 犯罪被害にあわないための方法や統計的に分析した犯罪の発生状況を県民、事業者に情報発信し、自主防犯活動及び地域住民の個々の防犯を促進します。
- マスメディア、ホームページ、SNS、回覧板等の様々な媒体を活用して、地域安全情報を広く県民等に効果的に伝達します。
- 県における防犯情報のポータルサイトを運用し、県民や事業者、外国人などそれぞれの置かれた役割や状況に応じた情報を発信します。

イ 地域における安全教育の充実

- 各地域で開催される犯罪の被害にあわないための安全教室や安全・安心まちづくりの効果的な自主的活動を促進するために開催される各種講座等に対して、講師派遣や教材等の提供等の支援を行います。
- 地域社会が連携し、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という意識を高める安全教育の充実を図ります。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
地域安全情報の提供	地域社会の不安を解消し、自主防犯活動及び地域住民の個々の防犯活動を促進するため、犯罪発生情報や具体的な防犯対策に関する情報について適時適切に提供する。	警察（生活安全企画課）
地域安全教室講師派遣事業	地域防犯団体、自治体、町内会等が主催する地域安全教室に講師を派遣する。	県（共同参画社会推進課）

推進項目(2) 安全・安心まちづくり活動の推進

県民等の社会活動への参加を促進し、安全・安心まちづくり活動の担い手の裾野を広げるとともに、専門家による研修等を実施し、多様な世代を安全・安心まちづくりの担い手として育成します。

「地域の安全は地域で守る」ため、県民等による地域の諸問題を地域で解決する自主的活動を促進します。

〈具体的推進方策〉

ア 安全・安心まちづくりの担い手となる人材の育成

- 様々な社会活動の中心となっている人をはじめとした地域住民を対象に、安全・安心まちづくりに関する研修等を実施し、地域の安全・安心まちづくりのリーダーとなる担い手の育成を推進します。
- 防犯団体、青色回転灯装備車両の運用団体に対する防犯パトロール講習等を行い、活動支援及び活性化を図ります。
- 地域ボランティアの協力のもと、学校や通学路で子どもたちを見守るスクールガード（学校安全ボランティア）を養成します。

イ 県民等の社会活動への参加の促進

- 県民や事業者に対し、自治体、警察、関係機関が連携して安全・安心まちづくり活動について積極的に情報発信を行い、防犯活動に対する県民の理解を深めるとともに、より多くの人が参加しやすい多様な自主防犯活動を支援して、県民等の防犯活動への参加を促し、安全・安心まちづくりの裾野の拡大を促進します。
- 様々な社会活動団体との連携、協力を促進し、情報を共有して効率的・多目的な活動を促し、一つの主体に負担が偏らず、多様な世代や事業者が日常生活を送りながら見守りに関わることを促進します。
- 民間事業者と連携し、事業者が行う宅配や販売など日常の業務活動に合わせて子どもの見守り活動を行うなどの防犯C S R活動¹の実施を促進していきます。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
犯罪のない安全・安心まちづくりリーダー養成講座	県民・事業者等の自主防犯活動促進を目的として、地域の安全を守る活動の担い手の中核となるリーダーを養成する講座を開催する。	県（共同参画社会推進課）
スクールガード養成講習会	各小学校区の登下校時における見守り活動を行うボランティアを対象にした研修会を開催する。	教育庁（保健体育安全課）
防犯ボランティア活動等の支援	防犯ボランティア活動の活性化に向けた、活動ノウハウや防犯情報等の提供、合同パトロール等の活動連携等の支援を行う。青色回転灯装備車両の普及促進を図る。事業者による防犯C S R活動を促進する。	警察（生活安全企画課）

¹ 防犯C S R活動：民間事業者と連携し、事業者が行う宅配や販売など日常の業務活動に合わせて子どもを見守り活動を行うなどの防犯C S R活動

推進項目(3) 各ボランティア団体等のネットワーク化の促進と連携・協働

地域で様々な社会活動に取り組んでいる団体とのネットワーク化を促進し、情報を共有して、適切な役割分担と効果的な連携に取り組むことにより、個々の負担を軽減した効率的な活動を促進します。

また、安全・安心まちづくりに関する自主的活動は、県民等が主体となって多くの地域で進められています。

こうした活動を、県内にくまなく広げ、幅広い層の県民等が参加する地域社会全体の取組へと発展させていくため、県民等の理解の向上を図るとともに、自治体、警察等の関係機関と県民、事業者等が連携・協働して取り組み、安全・安心まちづくり活動の気運の醸成を促進します。

〈具体的推進方策〉

ア 自治体、警察、県民、事業者、各種活動団体等の連携・ネットワーク化の促進

- 自治体、警察等の関係機関と、防犯協会、社会福祉協議会、自治会や町内会、PTA、青少年健全育成、交通安全、自主防災等の地域で様々な活動を行っている団体が連携して、地域のネットワークを形成し、適切な役割分担と効率的な活動を促進します。

イ 地域活動拠点の整備

- 公民館、コミュニティセンター、集会所等を安全・安心まちづくり活動の拠点として機能させるため、ネットワークの運営、装備資機材の貸与等の支援を行います。
- 地域において各種安全教室、地域安全点検、地域安全情報の集約・発信等を行い、拠点としての機能を充実させます。

ウ 県民運動としての推進体制の確立

- 安全で安心なまちづくりを目指した取組を県内全域に広げていくために、「すばらしいみやぎを創る協議会」や「青少年のための宮城県民会議」などの県民運動の推進母体と連携し、その経験やノウハウを活用することで、県民総ぐるみの運動として発展させます。

エ 県民運動を推進するためのコミュニティの育成

- 県民誰もが安全・安心まちづくりに参加できる環境を作るため、「一軒一灯運動」¹、「あいさつ運動」、「花のあるまち運動」など手軽に参加できる活動を促進するとともに、こうした運動への参加を契機としたコミュニティの育成を促進します。

¹ 一軒一灯運動：各家庭で玄関灯や門灯を一晚中点灯し、まち全体を明るくすることにより犯罪者が活動しにくい環境を作る運動。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
防犯ボランティア活動等の支援	（公社）宮城県防犯協会連合会とともに、県民の防犯意識の高揚を図ることを目的とした全国地域安全運動宮城県大会を開催する。	県（共同参画社会推進課） 警察（生活安全企画課）
すばらしいみやぎを創る協議会との連携	安全・安心まちづくり活動に対する気運の醸成を図る目的で、すばらしいみやぎを創る協議会と共催で県民のつどい「安全・安心まちづくりフォーラム」を開催する。また、すばらしいみやぎを創る運動として環境美化活動等様々な活動を実施する。	県（共同参画社会推進課）
安全・安心まちづくり地域ネットワークフォーラム	自治体、警察、防犯ボランティア、学校、事業者等によるネットワークフォーラムを開催し、情報交換及び連携強化を図る。	県（共同参画社会推進課）

方向性2 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進

推進項目(4) 子どもの安全対策の推進

「子どもを犯罪の被害から守る条例」(平成27年宮城県条例第63号)に規定する県、県民及び事業者の責務に基づき、子どもを犯罪の被害から守る対策を推進し、県民一人ひとりが子どもの安全に関心を持ち、地域全体で子どもを見守っていくという気運を醸成します。

学校、家庭、警察、地域住民、ボランティア、事業者等の連携の下に、登下校時や放課後等の子どもの見守り活動、通学路等の地域安全マップ¹の作成、防犯講話の開催等の取組が行われるよう支援します。

学校安全ボランティアや校内の巡回や相談に従事するスクールサポーター²等による効果的な子どもの見守り体制の整備を促進します。

住民が日常生活を送りながら、防犯の視点を持って子どもを見守る「ながら見守り活動」や、事業者等が行う防犯CSR活動などの防犯活動を促進します。

〈具体的推進方策〉

ア 地域における子どもの安全確保に向けた連携の強化・取組の推進

- 「子どもを犯罪の被害から守る条例」に基づき、自治体、学校、警察、地域住民、ボランティア、事業者等が連携・協力して、子どもを犯罪の被害から守る取組を推進します。
- 「子どもを犯罪の被害から守る条例」を広く周知させるため、様々な機会を通じて広報啓発等を実施し、県民一人ひとりが子どもの安全に関心を持ち、地域全体で子どもを見守っていくという気運を醸成して、子どもの安全対策を推進します。
- 民間事業者と連携し、事業者が行う宅配や販売など日常の業務活動に合わせて子どもの見守り活動を行うなどの防犯CSR活動や、地域住民の日常生活をしながら防犯の視点を持って子どもの見守り活動を行う「ながら見守り活動」など、多様な担い手による見守り活動について普及啓発し、取組を促進します。

イ 登下校時等における子どもの安全対策

- 「登下校防犯プラン³」に基づき、学校、警察、防犯ボランティア等と連携して、情報を共有し、子どもの見守り活動を促進します。
- 放課後子供教室⁴や放課後児童クラブ⁵などの子どもが放課後等に安全で健やかに過ごせる活動拠点(居場所)を地域の中に確保し、総合的な放課後対策を実施します。

¹ 地域安全マップ：地域の中で犯罪や事故の発生しやすい危険箇所（道路から見通しの悪い公園、駐車場、周囲から見通しの悪い道路、暗所、放置された空き地等）や子ども110番の家などの緊急避難場所を表示した地図。

² スクールサポーター：学校からの派遣要請に応じて、学校関係者と連携を図りながら、児童・生徒の問題行動への対応や非行防止対策等を継続的に支援する活動を行っている人。警察官OBなどが就任している。

³ 登下校防犯プラン：新潟市における下校中の児童が殺害された事件を受け、国が登下校時の子どもの安全確保のための対策を取りまとめたもの。

⁴ 放課後子供教室：地域の方々や保護者の協力を得て、放課後の小学校施設等において、子どもに学習やスポーツ、地域に根ざした多様な体験活動及び地域住民との交流活動等の機会を提供し、子どもが地域の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進しようとするもの。

⁵ 放課後児童クラブ：就労等により放課後等に保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、児童館等において適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ろうとするもの。

ウ 子ども110番の家¹等の設置促進とその活用

- 安全で安心な通学路や遊び場を確保するため、子どもの緊急避難先として指定されている「子ども110番の家」等の拡充により、犯罪の起きにくい環境づくりを促進するとともに、子ども110番の家の登録を契機とした子どもの見守り活動の展開を支援します。

エ 子どもに関する安全情報の共有

- 警察、学校、関係機関等が不審者情報等を共有する体制を確立し、子どもの安全対策を推進します。
- 不審者情報など子どもの安全に関する情報について、より迅速な対応に資する情報提供を実施します。
- 住民ニーズに的確に対応した地域安全情報を提供し、広報、啓発活動を推進するとともに、子どもを犯罪の被害から守るために行う県民等の自主的な活動を促進します。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
安全・安心まちづくり地域ネットワークフォーラム（再掲）	自治体、警察、防犯ボランティア、学校、事業者等によるネットワークフォーラムを開催し、情報交換及び連携強化を図る。	県（共同参画社会推進課）
地域安全教室講師派遣事業（再掲）	子どもの見守りなどを行う地域の防犯団体が開催する研修会等へ講師を派遣する。	県（共同参画社会推進課）
地域学校協働活動推進事業（放課後子供教室）	全ての就学児童に対して放課後や週末等に安全・安心な活動拠点を設け、子どもが地域の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進する。	教育庁（生涯学習課）

¹ 子ども110番の家：子どもが、事件、事故等に遭遇するおそれがある場合の緊急避難場所として、特定の民家、店舗、事業所等を指定し、子どもが避難してきたときに一時保護するとともに警察等へ通報し、地域における子どもの安全を図ろうとするもの。実施団体によって呼び名やマークが異なる。

推進項目（５） 子どもに関する安全教育の推進と相談窓口の充実

「自らの安全は自らが守る」という自立的な防犯意識を育てるため、できるだけ早い年代から、子どもの年齢や発達段階に応じた教材を使用した効果的な安全教育を推進し、子どもの犯罪回避能力を育てるとともに、子どもが相談しやすい環境の整備・充実を推進します。

また、大人の防犯意識の向上により、地域全体で子どもを見守るという気運を醸成します。

〈具体的推進方策〉

ア 子どもの健全育成

- 青少年健全育成県民総ぐるみ運動の実施等により、家庭、学校、地域が協力して、子どもの健全育成に努めていく気運を醸成します。

イ 子どもの犯罪回避能力の育成等

- 子ども向けの犯罪被害防止のための広報活動を推進し、防犯知識の向上を図ります。
- 「みやぎ学校安全基本指針」及び防犯指針に基づき、防犯教室や防犯訓練などで、子どもの学年や理解度に応じた参加・体験型の効果的な被害防止教育を実施し、危険に直面した際に逃げることや、誘いを断るなどの犯罪回避能力を育てます。

ウ 子どもの相談窓口の充実

- 問題を抱える子ども、保護者及び学校関係者を対象とする相談窓口、少年警察補導員等による相談活動、インターネットの活用による相談等の各種相談窓口の充実と情報の共有化、周知広報を推進します。

エ 子どもを守るための大人に対する防犯意識の向上

- 地域において見守り活動等を行う団体・個人又は保護者を対象とした安全教室に講師を派遣し、防犯意識の向上、効果的で効率的なパトロールを促進し、子どもを地域全体で見守るという気運を醸成します。
- 学校、教育委員会等と連携し、教職員に対する安全教育の研修会を実施するなど、地域の特性や学校の実情等を踏まえながら、地域に根ざした学校安全教育を推進します。
- 家庭における安全教育を促進するため、保護者を対象とした安全教室を開催し、家庭における効果的な安全教育を支援します。

オ 困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援

- 少年補導センターなど地域における立ち直り支援の核となる機関を強化し、警察、教育、福祉、更生保護、労働等の関係機関が連携して、立ち直りまでの一貫した支援体制の整備を推進します。

資料3-2

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
青少年健全育成県民総ぐるみ運動	青少年の非行防止と健全育成を目的に、県民の意識の高揚を図るとともに、関連諸活動を推進する。	県（共同参画社会推進課）
地域安全教室講師派遣事業（再掲）	子どもの見守りなどを行う地域の防犯団体が開催する研修会等へ講師を派遣する。	県（共同参画社会推進課）
子どもの安全教室の実施	保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において防犯教室及び不審者侵入対応訓練を実施する。	警察（県民安全対策課、少年課）
石巻／県南圏域子ども・若者総合相談センターの運営	子ども・若者及び家族等の様々な相談に対して、関係機関と連携したワンストップ相談サービスを行う。	県（共同参画社会推進課）
少年相談事業（警察）	少年の非行防止等に関する相談に対して、少年警察補導員等が面接や電話等で助言を行う。	警察（少年課）

方向性3 防犯上の配慮が必要な者や機会における安全対策の推進

推進項目（6） 性犯罪やストーカー、DV等の被害から守るための対策と支援

異性に対する理解を深める教育・啓発や性暴力に関する教育・啓発など男女がお互いを尊重し、共生するための取組を進めることによって、性別に関わらず犯罪の被害におびえず安全に安心して暮らすことができる社会づくりを推進するとともに、若年期からの安全教育や啓発を推進し、自主防犯力を高めていきます。

また、性犯罪やリベンジポルノ¹、DVの被害などの他人に話づらい悩みを抱える女性が相談しやすい環境の整備と関係機関の連携による適切な支援を推進します。

さらに、子ども自身が直接暴力を受けている場合だけでなく、子どもの見ている前で暴力を振るうことは子どもへの心理的虐待にあたることから、児童虐待防止の啓発パンフレットの配布や、関係機関による連絡協議会の開催により、子どもの虐待防止のための取り組みを推進します。

相談窓口の情報共有の推進、圏域単位での関係機関連絡協議会及び性暴力被害相談支援センターの設置など、女性が性差に関係なく社会の中で安全に安心して暮らしていくための取組を推進し、引き続き、必要な対策について検討を進めます。

〈具体的推進方策〉

ア 性犯罪やストーカー、DV等に関する安全教室の推進

- 異性が互いの立場を思いやり、お互いの理解を深めるための教育・啓発や性暴力に関する理解を深めるための取組を推進します。
- 性犯罪被害やリベンジポルノ、ストーカー、DV等の被害防止のための安全教室について、若年期からの取組を推進します。
- 各相談機関へ地域安全情報を提供するとともにリーフレット等の資料を配布し、相談窓口において犯罪被害にあわないための対策情報の広報・啓発活動を推進します。

イ 性犯罪やストーカー、DV等の被害を相談しやすい環境の整備

- 行政機関、教育現場、警察などの相談の体制を充実することにより、犯罪被害について相談しやすい環境をつくり、相談を通じた問題の解決を推進します。
- 性犯罪やリベンジポルノ、ストーカー、DV等の被害にあった場合に、その初期段階で相談しやすい体制を整備し、被害への理解を深めるための啓発活動及び相談窓口について広報活動を推進します。

ウ 性にかかわる悩みを抱える相談者の適切な支援に向けた関係機関の連携の促進

- 性別にかかわらず、性にかかわる悩みを総合的に解決していくため、本人の気持ちを尊重しつつ、各相談窓口間の情報の共有と関係機関と連携しながら、途切れのない支援を推進します。

エ 女性が標的になりやすい犯罪から女性を守るための対策の推進

- 女性が標的になりやすい性犯罪やストーカー・DV事案においては、同一の加害者により再被害を受けることがあることから、加害者更生に向けた取組を推進します。

¹ リベンジポルノ：撮影した元交際相手や元配偶者の裸などの個人の性的な画像を、本人の承諾を得ずに、インターネットを介し公表等を行う行為。

オ 子どもの虐待防止の取組の推進

- 児童虐待防止の理解を深めるための研修会の開催や啓発パンフレットの配布により、児童虐待に関する知識の普及と連絡・相談窓口の周知広報を行い、地域ぐるみで子どもを虐待から守る取組を推進します。
- 児童虐待への対応を充実させるため、福祉、医療、教育、警察等の児童相談所をはじめとした関係機関による連絡協議会や、支援者向けの研修会の開催等により、関係機関の連携・協力を推進します。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
女性の安全教室の推進	女性を対象とした防犯教室等を開催する。各種広報媒体を活用した、被害を防止するための広報啓発を実施する。	警察（県民安全対策課）
性暴力被害者支援事業	「性暴力被害相談支援センター宮城」を設置し、性暴力の被害者等からの相談に応じ、関係機関へのコーディネート等の支援を行う。	県（共同参画社会推進課）
男女共同参画相談事業	「みやぎ男女共同参画相談室」において、家庭や地域、職場などでの性別による差別的な扱い、DVやセクハラなど男女共同参画に関する県民からの様々な悩みや苦情に応じる。	県（共同参画社会推進課）
女性相談支援員設置事業	女性相談支援センター及び保健福祉事務所に相談員を配置し、生活の困窮やDV被害など様々な問題に関する相談に応じる。	県（子ども・家庭支援課）
「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせた啓発の実施	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～25）に、企業・民間支援団体等と連携し、リーフレットの配布やパープルライトアップ等を実施し、女性に対する暴力の根絶に向けた啓発活動を実施する。	県（子ども・家庭支援課、共同参画社会推進課）
ストーカー加害者に関する再犯防止対策事業	加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関との連携を推進する。	警察（県民安全対策課）
子ども虐待防止の取組の推進	地域住民の児童虐待への理解を深めるため、啓発パンフレット等による周知広報や、連絡協議会等による関係機関の連携・協力を推進する。	県（子ども・家庭支援課）

推進項目（7） 高齢者、障害者、外国人等の犯罪被害の防止と支援

関係団体や事業者等と協力し、高齢者、障害者、外国人等に対して緊急時の通報先の周知、身近な安全対策等に関する講習・情報提供を行います。

また、各種相談窓口の充実を図ることにより、高齢者、障害者、外国人等が安全に安心して生活できる環境を整えます。

〈具体的推進方策〉

ア 高齢者の犯罪被害の防止と支援

- 自治体、警察、関係機関、自治会、事業者等と連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で安全対策を推進します。
- 警察、関係機関、事業者等と連携しながら、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、防災無線など様々な広報媒体を活用して、高齢者に関する地域安全情報を発信し、安全対策を推進します。
- 介護施設、医療機関、社会福祉活動団体等を対象とする研修会を開催し、高齢者が犯罪被害にあわないための情報提供、指導助言を行い、高齢者の権利擁護を図ります。
- 高齢者が利用する施設に対し、職員・従業員への防犯指導や防犯訓練の実施、地域との交流等を奨励するとともに、必要な助言を行い、施設の防犯力の向上を推進します。
- 各市町村の地域包括支援センター等を中心に、関係機関がネットワークを構築し、情報を共有して相談機能の充実を図るなど、高齢者虐待防止対策を推進します。

イ 障害者の犯罪被害の防止と支援

- 自治体、警察、関係機関、自治会、事業者等と連携し、共生社会¹の理念に基づき、障害者が安心して暮らせるよう、地域全体で安全対策を推進します。
- 障害者が利用する施設において、防犯マニュアルの整備や防犯訓練の実施等、不審者侵入等による被害を防ぐための対策を促進します。
- 地域の基幹相談支援センターや相談支援事業所等を中心に、関係機関が連携して障害者に関する相談支援体制の充実を図り、障害者虐待等の防止対策を推進します。

ウ 外国人等の犯罪被害の防止と支援

- 外国人やその家族等の困りごとに対応するみやぎ相談窓口を設置し、寄せられる相談に対応するとともに、必要な情報提供をします。その他多様な機関と連携し、より迅速かつきめ細やかに対応できる体制を構築します。
- 大学、日本語学校、事業所等の外国人留学生や技能実習生を対象とした犯罪被害防止のための防犯講話及び広報を推進します。
- 定住外国人が犯罪に巻き込まれたり、関与したりすることのないよう、やさしい日本語をはじめ多言語による防犯情報を発信します。

¹共生社会：障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。

資料3－2

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
高齢者見守り対策事業	高齢者が地域で安心して生活できるよう、見守り活動を推進する。	県（長寿社会政策課）
高齢者虐待対策事業	虐待の防止及び発生時の市町村及び関係機関ネットワーク体制の構築支援等高齢者が安心して暮らせる地域づくりを行う。	県（長寿社会政策課）
地域安全教室講師派遣事業（再掲）	地域で行う安全教室等に講師を派遣し、防犯講話や防犯訓練等を実施する。	県（共同参画社会推進課）
安全・安心まちづくりの推進	高齢者、障害者、外国人等に対する犯罪被害防止のための講話、広報啓発活動を実施する。	警察（生活安全企画課、県民安全対策課）
みやぎ外国人相談センター設置事業	外国人県民やその家族等の困りごとに対応する相談センターを設置し対応する。	県（国際政策課）

推進項目（８） 外国人をはじめとした観光旅行者等の来県者が犯罪の被害にあわないた

めの情報の発信

観光旅行者等の来県者に対する地域安全情報の提供や、外国人来県者が分かりやすい多言語による地域安全情報の提供など、安心して宮城県を訪れることができる環境を整備します。

〈具体的推進方策〉

ア 観光旅行者等の来県者に対する地域安全情報の提供

- 観光旅行者等が旅行地で安心して滞在できるよう、地域安全情報の提供を行います。
- 地域国際化協会及び市町村の国際交流協会、観光協会等と連携して、外国人を含む観光旅行者等に向けて、観光案内所やホテル、旅館等の宿泊施設等を通じて防犯情報等の提供を行います。
- 観光施設等の管理者に対し、地域安全情報に基づく従業員の指導・研修・訓練を推進します。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
観光情報センター管理事業	国際交流協会、観光協会等と連携して防犯情報等の提供を行う。	県（観光戦略課）
観光案内所等施設における安全情報の提供	観光地を管轄する警察署において、防犯ポスターの掲示や広報チラシの配布を行う。	警察（生活安全企画課）

推進項目（９） 大規模災害時等における防犯の推進

東日本大震災の復興完了に向けては、インフラの復旧などのハード面はほぼ完了したものの、心のケアや地域コミュニティの再生などについては、今なお継続した取組が求められており、被災地等における安全対策は引き続き進めていく必要があります。

また、大規模災害時は、一時的に治安が悪化する懸念があることから、今後も起こりうる大規模災害等の緊急事態においても、犯罪のない安全で安心な生活ができるよう対策を推進します。

〈具体的推進方策〉

ア 被災地等の防犯の推進

- 被災地等において、警察、自主防犯ボランティア団体等が連携して安全パトロールを実施し、安全対策を推進します。
- 防犯情報の提供、犯罪被害に遭わないための安全教室を実施して、積極的に広報啓発活動を推進します。

イ 大規模災害等の緊急事態における防犯の推進

- 今後も起こりうる大規模災害やさまざまな緊急事態に備え、日頃から安全対策に取組み、子どもや女性、高齢者、障害者、外国人等の防犯上配慮を要する者が犯罪の被害にあわないための見守り活動や、緊急連絡先をはじめとする防犯情報の提供及び安全パトロールなどの取組を推進します。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
被災地等における安全安心対策の推進	被災地等の復興状況に合わせたパトロール活動等を推進する。	警察（生活安全企画課）
地域安全教室講師派遣事業（再掲）	被災地において住民が安全で安心して暮らすことができるよう、防犯教室などに講師を派遣する。	県（共同参画社会推進課）
高齢者見守り対策事業（再掲）	高齢者が地域で安心して生活できるよう、見守り活動を推進する。	県（長寿社会政策課）

方向性4 多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応

推進項目(10) 特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、悪質商法による被害の防止

あらゆる手段を活用し、特殊詐欺に狙われやすい高齢者等を対象とする啓発活動を積極的に実施します。

また、被害額が高額となりやすいSNS型投資・ロマンス詐欺被害が急増していることから、高齢者のみならず若年層も含めた幅広い世代に対し啓発を行うとともに、介護・福祉関係者、金融機関、宅配業者、コンビニエンスストアなどと連携し、被害防止対策を推進します。

〈具体的推進方策〉

ア 特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、悪質商法による被害にあわないための啓発活動の推進

- 地域の防犯教室等あらゆる機会を通じて、最新の手口や被害にあわないための対策を情報提供し、幅広い世代が理解しやすい啓発活動を推進します。
- 各種会合、キャンペーン等において情報提供を行うとともに、マスメディア、ホームページ、SNS等の様々な媒体のほか、消費生活サポーター制度等を活用した幅広い世代に対する広報啓発活動を実施するなどして、最新の手口、対処法や相談窓口に関する情報を提供します。
- 特殊詐欺予兆電話把握時の早急な特殊詐欺注意報の発令や、みやぎセキュリティメール¹（注）の発信、自治体、防犯団体、事業者等と連携、情報共有して巡回広報、声かけを実施し、特殊詐欺被害にあわないための啓発活動を推進します。

イ 関係機関等と連携した被害の未然防止対策の推進

- 被害にあう前に相談できるよう、関係機関等が連携して相談窓口の広報啓発を図るとともに、相談しやすい窓口を目指します。
- 金融機関やコンビニエンスストアなどにおける広報ポスターの掲示、従業員による啓発の充実と高齢者等への積極的な声かけなど、被害の未然防止のための水際対策を推進します。
- 特殊詐欺被害防止のための迷惑電話防止機能付き電話機器等の有効性の周知徹底、普及促進を図ります。
- 少年や大学生等の若者が、闇バイトによる特殊詐欺等の犯罪に加担しないように、学校等と連携して若年層の規範意識とモラルを向上させる取組を推進します。

¹ みやぎセキュリティメール：警察が、県民等に対し、県内で発生した「犯罪発生情報」や犯罪被害に遭わないための「防犯情報」などを配信しているメール。

資料3－2

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
消費生活相談事業	消費生活にかかる相談や苦情を受け付け、助言や専門機関等の紹介を行うほか、事業者との間に入り、あっせん等を行う。	県（消費生活・文化課）
出前講座・地域安全教室講師派遣事業	地域住民や関係施設職員等に対する出前講座や地域安全教室に講師を派遣し、被害の未然防止を図る。	県（消費生活・文化課、共同参画社会推進課）
特殊詐欺被害防止対策	多様な広報媒体による広報啓発を推進する。迷惑電話防止機能付き電話機を普及促進する。金融機関・コンビニエンスストア等と連携した水際対策を推進する。	警察（生活安全企画課）

推進項目(11) インターネット犯罪被害の防止と情報モラルの推進

スマートフォンの普及やAI¹の浸透により、インターネットが県民生活や経済活動に必要不可欠となった一方、県民がインターネットの利用により犯罪等に巻き込まれたり、他者の人権を侵害したりしないための情報モラルの向上が求められています。

また、トラブルに巻き込まれた場合でも、その初期段階で適切な相談を受けられるように、相談体制の充実を図ります。

SNS等を通じて子どもが犯罪に巻き込まれることのないよう、インターネットやスマートフォン等の適切な利用についての教育を推進します。

子どもが置かれている情報化社会の現状に関する大人の理解を進めるとともに、家庭や学校等においてインターネットの安全な使い方に関するルール作りを促進し、子どもがインターネットを通じた犯罪に巻き込まれないための環境づくりを推進します。

〈具体的推進方策〉

ア インターネット犯罪被害防止のための啓発活動の推進

- 研修会の開催やキャンペーン等を実施し、インターネットを利用した犯罪の手口や予防策等の広報啓発活動を推進し、犯罪被害にあわないための取組のほか、他者の人権を侵害しないための情報モラルの向上を推進します。

イ インターネット犯罪被害等の相談体制の充実

- インターネット利用に関するトラブルが発生した場合でも、その初期段階において適切な相談を受けられるように、相談窓口の周知を図ります。

ウ 情報化社会の進展に伴う新たな犯罪被害の防止

- クレジットカード、電子マネー等によるキャッシュレス決済を悪用した不正利用犯罪やフィッシングによる不正送金被害など、情報化社会の進展に伴う新たな犯罪被害を防止するため、自治体、関係機関、事業者、サイバー防犯ボランティア²等が連携・協力して新たな犯罪手口の情報共有を図り、被害予防啓発などの取組を推進します。

エ 子どもに対する情報モラル教育の推進

- 子どもがインターネットを適切に利用するための情報モラル教育を推進します。また、犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、インターネットに潜む危険性について周知・啓発を推進します。
- 青少年が、自分の裸等をスマートフォン等で撮影させられ、SNS等で送信することを要求される「自撮り被害」を防止するため、インターネットの安全安心利用に関する講話の実施や啓発パンフレットの配布等を行うなど、広報啓発活動を推進します。

オ 子どもを取り巻く情報化社会の現状に関する大人の理解度の向上

- 情報化社会における子どもの見守りを進めるため、子どものインターネットの利用実態についての講習会の開催やリーフレットの作成などを行い、インターネットの利用に起因して子どもが犯罪等の被害者にも加害者にもなっているという情報化社会の現状について大人の理解を進めるとともに、家庭や学校等においてインターネットの安全な使い方に関するルール作りを促進します。

¹ AI：人工知能（Artificial Intelligence（アーティフィシャル インテリジェンス））の略称。

² サイバー防犯ボランティア：サイバー空間における防犯ボランティア。犯罪被害防止のための教育活動、広報啓発活動、サイバー空間の浄化活動等を中心に取り組んでいる。

- 子どもが利用するスマートフォン等へのフィルタリング¹（注）の活用を促進するため、保護者、携帯電話関係事業者等に対するフィルタリングの必要性についての普及・啓発を推進します。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
消費者啓発事業	消費者トラブルに関する広報啓発、インターネットを利用したトラブルに関する相談窓口の紹介や、未然防止対策の啓発を図る。	県（消費生活・文化課）
インターネット安全利用推進事業	青少年のインターネットトラブルを未然に防ぎ、安全な利用の仕方や家庭での使用についてのルール作り等の普及・啓発を図る。	県（共同参画社会推進課）
サイバーセキュリティ・カレッジの実施	児童、学生、教員、地域住民等を対象にサイバーセキュリティにかかる講話を実施する。	警察（サイバー犯罪対策課）
SNS等に起因する犯罪被害防止対策事業	少年によるインターネットの安全利用に向けて、小・中学生、高校生を対象としたインターネット安全利用教室等を実施する。	警察（少年課）

¹ フィルタリング：インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する青少年の健全な成長を著しく阻害する情報の閲覧を制限すること。

推進項目（１２） 大麻をはじめとする薬物乱用の防止

全国の大麻事犯の検挙人員は増加傾向にあり、若年層を中心に大麻乱用の裾野が拡大しているとともに、SNS等の影響による市販薬の「オーバードーズ」の広がりが懸念されています。

このことから、若年層に対する薬物乱用防止教育を推進し、「薬物乱用は『ダメ。ゼッタイ。』」との意識を持たせることにより、将来の薬物乱用を生まないようにします。

また、様々な手段により、薬物乱用防止に向けた啓発活動を実施し、県民が違法薬物に手を出さない環境づくりを進めます。

〈具体的推進方策〉

ア 若年層に対する薬物乱用防止教育の推進

- 学校等と連携しながら、若年層に対する薬物乱用防止教育を充実強化し、違法薬物の有害性・危険性を周知します。
- 各種イベントにおいて、クイズパネル等の子ども向けの啓発資材を活用し、効果的な教育活動を実施します。

イ 薬物乱用防止に向けた啓発活動の推進

- 街頭キャンペーンの実施やポスターの掲示、パンフレットの配布などにより、薬物乱用の防止に向けた啓発活動を推進します。
- 地域住民や保護者向けの研修会を開催し、薬物乱用の有害性、危険性などを広く周知し、薬物乱用防止の気運の醸成を図ります。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
薬物乱用防止推進事業	「宮城県薬物乱用対策推進計画」に基づき、関係機関と連携し、各種啓発活動を実施する。	県（薬務課）
薬物乱用防止広報啓発活動	小・中学校、高校、大学、専門学校等における薬物乱用防止講話を推進し、違法薬物の有害性、危険性を広く周知させ、乱用防止意識の醸成を図る。	警察（組織犯罪対策第二課）

方向性5 犯罪の起きにくい学校・道路・公園等の普及

推進項目（13） 犯罪の防止に配慮した安全な学校・通学路づくり

自治体、警察、学校、家庭、ボランティア等が連携して学校や通学路等の安全点検を実施します。

子どもの目線に立って見通しの良い植栽や、防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備等の環境整備を進め、危険箇所の解消に努めます。

〈具体的推進方策〉

ア 学校等の施設の安全対策（構造、設備、管理）の促進

- 防犯指針の広報啓発活動を実施し、学校等の施設の安全対策や取組を促進します。また、社会情勢に応じて、配慮すべき事項や必要な方策等の見直しを行います。
- 関係機関や地域住民、事業者等と情報を共有し、学校等の安全対策を図ります。

イ 子どもにとって安全な通学環境の整備

- 「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、防犯カメラの有用性や犯罪抑止効果を広報啓発し、自治体、町内会等に対し、通学路等における適正な防犯カメラ設置を推進します。
- 「登下校防犯プラン」に基づき、学校、警察等の関係機関が連携して子どもの安全確保のための取組を推進します。
- 保護者、地域住民、学校、警察・市町村、関係機関・団体等が連携して、通学路の安全点検を実施し、子どもの通学環境に存在する防犯上の問題点について共通認識を形成するとともに、それら危険箇所の解消に向けて、子どもの目線から防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備の整備や植栽の見通しを良くするなどの通学路等の整備を連携して進めます。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針広報啓発活動	「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」をあらゆる機会を通じ広報啓発する。	県（共同参画社会推進課）
防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン広報啓発活動	防犯カメラを適正かつ効果的に活用するためのガイドラインの広報啓発活動を実施する。	県（共同参画社会推進課）
登下校防犯プランに基づく防犯対策（再掲）	登下校時における児童生徒等の安全を確保するため登下校時の総合的な防犯対策に取り組む。	教育庁（保健体育安全課） 警察（生活安全企画課）

推進項目（14） 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及

行政や県民がそれぞれの役割を担って、地域の安全を確認し、防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備の設置、見通しの良い植栽等の犯罪の防止に配慮した道路、公園等の整備を進めます。

また、自動車・自転車の盗難を防止するための対策を関係機関・団体と連携し推進します。

〈具体的推進方策〉

ア 道路、公園、駐車場等の見通しの確保、防犯設備の整備促進

- 道路、公園、駐車場等の設置者や管理者に対し、防犯指針に基づく見通しの確保、障害物の撤去、必要な照度の確保や防犯カメラ等の防犯設備の設置などを働きかけ、犯罪の防止に配慮した施設の整備の促進に努めます。
- 犯罪の起きにくい「入りにくく」「見えやすい」環境について啓発活動を行い、県民自らが日常生活の中で地域の環境について安全点検を行い、管理者等と防犯上危険な箇所について情報を共有し環境改善を図る取組を推進します。
- 関係機関等が連携して情報共有を図り、道路、公園、駐車場等の公共の場所における安全点検を行い、地域の環境改善に努めます。

イ 自動車・自転車の盗難防止対策の推進

- 公益社団法人宮城県防犯協会連合会や自動車・自転車の販売会社等と連携・協働し、自動車盗難等防止装置¹や自転車防犯登録の普及を図るなど盗難防止対策を促進します。
- 関係機関・団体が連携した自動車・自転車の盗難防止街頭キャンペーンを実施し、盗難防止対策を推進します。
- 道路、駐車場等において必要な照度、見通しの確保や、管理意識の向上を管理者等に働きかけ、自転車を放置されにくい環境を作ることにより、自転車の盗難を防止します。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
交通安全施設整備事業	周囲からの見通しを確保することにより、犯罪者が近づきにくい環境を確保する。	県（道路課）
防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン 広報啓発活動（再掲）	防犯カメラが適正かつ効果的に活用するためのガイドラインの広報啓発活動を実施する。	県（共同参画社会推進課）
駐輪場における自転車盗難防止対策	ツーロック等自転車盗難防止の広報啓発活動を実施する。駐輪場管理者に対する環境整備に向けた働きかけを行う。	警察（生活安全企画課）

¹ 自動車盗難等防止装置：イモバイザー、位置情報追跡タイプ（GPS等）、固定器具タイプ（ハンドル・シフトロック）等。

推進項目（15） 犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及

「防犯性能の高い建物部品」¹（錠、ドア、窓、シャッター等）の普及に向け、住宅の設備機器、建材・住宅設備事業者等に対し、県民へ広報啓発を行う機会を提供します。

また、「宮城県優良防犯アパート・マンション認定制度」²を推奨し、建物や敷地まで含めた全体の防犯性能を考慮した共同住宅等、犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及を促進します。

〈具体的推進方策〉

ア 防犯性能の高い建物部品の普及

- 防犯指針に基づき、見通しの確保、照度の確保、防犯設備の設置などを働きかけ、犯罪の防止に配慮した住宅の整備の促進に努めます。
- 犯罪の発生状況、手口等に関する情報提供、ガラス破壊実験や実践的安全教室、住まいの安全点検を通じて、ＣＰマーク³の付いた防犯性能の高い建物部品の普及を促進します。

イ 「宮城県優良防犯アパート・マンション認定制度」の推奨

- 宮城県防犯設備士協会の「宮城県優良防犯アパート・マンション認定制度」を推奨し、犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及を促進します。

ウ 防犯設備機器の展示による意識の向上

- 県民が訪れやすい場所や機会に防犯設備機器の展示を行うなど、県民の防犯設備に対する関心を高める機会を創出します。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
犯罪に強い住宅の普及の促進	宮城県防犯設備士協会で行う宮城県優良防犯アパート・マンション認定制度の普及啓発と、協会と連携した防犯性能の高い建物部品の普及の促進を行う。	県（共同参画社会推進課） 警察（生活安全企画課）

¹ 防犯性能の高い建物部品：関係省庁及び建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」（平成14年11月設置）において、侵入犯罪の防止を図るため平成16年4月から公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に記載されている建物部品。

² 宮城県優良防犯アパート・マンション認定制度：宮城県防犯設備士協会が実施する認定制度で、一定の防犯基準を満たす防犯性に優れたアパート・マンションを認定する制度。

³ ＣＰマーク：「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が防犯性能試験を実施し、約7割の侵入盗が侵入をあきらめるとされている5分間耐えうることを基準に認定したドア、ガラス、錠、サッシなどの防犯性能の高い建物部品に表示しているマーク。ＣＰとは、「Crime Prevention」（防犯）の頭文字をとったもの。

推進項目（16） 犯罪の防止に配慮した安全な公共施設・商業施設等の普及

防犯機器等の設置促進や防犯訓練の実施等により、公共施設・商業施設・社会福祉施設・その他の多くの人が利用する施設の防犯力向上を促進します。

また、深夜商業施設等¹を地域安全情報の発信拠点や県民等の自主的活動における立ち寄り場所として活用するほか、深夜小売業施設²を子どもや女性、高齢者等の緊急避難場所や緊急通報支援等の拠点（セーフティステーション³）としての情報発信を行い、活用を促進します。

〈具体的推進方策〉

ア 公共施設・商業施設等の防犯力の向上

- 公共施設・商業施設等の多くの人が利用する施設管理者に対し、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づく防犯カメラ等の防犯機器等の適正な設置と操作要領の確認や、防犯機器等の適正な運用に努めるよう協力を要請します。
- 公共施設・商業施設等の職員・従業員への防犯指導や防犯訓練の実施等を奨励するとともに、必要な助言を行い、施設の防犯力を高める取組を促進します。
- 大規模小売店舗等において、防犯指針に基づき、施設の見通しの確保、定期的な巡回や従業員への防犯指導の実施等、安全を確保するための対策を促進します。
- 社会福祉施設等において、防犯指針に基づき、防犯マニュアルの整備や防犯訓練の実施等、不審者侵入等による被害を防ぐための対策を促進します。

イ 深夜商業施設等に対する安全情報の提供、安全対策の啓発

- 防犯指針に基づく安全対策を推進するとともに、深夜商業施設等の管理者に対し、地域安全情報を提供して地域の情報発信拠点や県民の緊急避難場所としての役割を担うこと、また、緊急通報支援等について協力を要請します。

ウ 深夜小売業施設のセーフティステーションとしての活用の促進

- 地域のセーフティステーションとなっている深夜小売業施設が、犯罪被害から逃れるための緊急避難場所として利用できることについての情報発信を積極的に行い、その活用を促進します。
- 深夜小売業施設に対し、従業員への防犯指導や防犯訓練の実施等を奨励するとともに、必要な助言を行い、深夜小売業施設のセーフティステーションとしての体制整備や機能強化を促進します。

¹ 深夜商業施設等：深夜小売業施設のほか、まあじゃん屋、ぱちんこ屋、ゲーム場、カラオケ店、インターネットカフェ、ボウリング場などをいう。

² 深夜小売業施設：午後10時から翌日の午前5時までの間において営業する小売業に供される施設（コンビニエンスストア等）。

³ セーフティステーション：一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会（J F A）が、社会的責任の一環として「安全・安心なまちづくり」及び「青少年環境の健全化」へ取組む自主的な活動を行う拠点であり、具体的には、女性・子どもなどの駆け込みへの対応等を行うもの。

資料3－2

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
犯罪の防止に配慮した施設の普及	防犯指針の啓発活動による公共施設・商業施設等における防犯力の向上のための防犯診断や不審者対応訓練等を実施する。	県（共同参画社会推進課）
防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン 広報啓発活動（再掲）	防犯カメラを適正かつ効果的に活用できるようにするためのガイドラインの広報啓発活動を実施する。	県（共同参画社会推進課）
セーフティステーション機能の利用推進	深夜小売業施設に対する地域安全情報の提供や防犯訓練の実施による機能強化を行う。	警察（生活安全企画課）

推進項目（17） 防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用の推進

平成28年10月に策定した「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護等の調和を図り、防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用を推進します。

〈具体的推進方策〉

ア 防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用の推進

- 防犯カメラの犯罪抑止効果等の有用性を広報啓発し、事業者、地域団体、地域住民に防犯カメラ設置に関する理解、協力を求め、プライバシー等に十分配慮した防犯カメラの設置を推進します。
- 平成28年10月に策定した「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」について、防犯講話などの機会や、啓発パンフレットを配布するなど、県民や事業者等に広く周知させる取組を行います。
- 市町村及び商店街等の地域団体が防犯カメラを設置するに当たって、設置に向けた財政支援を行うほか、必要な助言や情報提供を行い、防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用を支援します。
- 民間事業者と連携し、道路や公園等に防犯カメラ付きの自動販売機を設置するなどの、事業者による防犯CSR活動を促進します。

イ 防犯設備機器の展示による意識の向上

- 県民が訪れやすい場所や機会に防犯設備機器の展示を行うなど、県民の防犯設備に対する関心を高める機会を創出します。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン 広報啓発活動（再掲）	防犯カメラを適正かつ効果的に活用するためのガイドラインの広報啓発活動を実施する。	県（共同参画社会推進課）
自治体、民間事業者、住民等に対する防犯カメラの有用性の広報啓発活動	行政機関、民間企業、各種団体等に対し防犯カメラの有用性について広報し、情報提供、必要な助言を行う。	警察（生活安全企画課）

推進項目（18） 景観の保護による防犯対策の推進

違反広告物、落書き、ゴミの散乱、放置された空き地・空き家・空き店舗等、街路の暗がりなど無秩序な環境は、犯罪を誘発する原因になるため、地域ぐるみの違反広告物の除却、落書きの消去、街路の清掃などの環境浄化活動や空き地・空き家・空き店舗等の適切な管理を推進し、犯罪の起きにくい環境づくりを進めます。

〈具体的推進方策〉

ア 街の美観を著しく阻害する違反広告物、落書き等を許さない環境づくり

- 県民、ボランティア、関係事業者、施設管理者等と行政機関が連携し、地域ぐるみで違反広告物の除却、落書きの消去、街路の清掃等の環境浄化活動を実施し、迷惑行為を許さない環境づくりを推進します。

イ 犯罪に利用されないための空き地・空き家・空き店舗等対策の推進

- 管理されていない空き地・空き家・空きビル・空き店舗等、死角となる箇所、暗がり等の点検改善活動を行い、地域住民と関係機関が情報を共有し、連携して対策を推進します。
- 空き地・空き家・空きビル・空き店舗等が犯罪の温床とならないよう、侵入防止策を講じることや、周囲の可燃物除去、壊れた窓ガラスの速やかな修繕など適切な管理を行うことについて所有者・管理者に助言や指導を行います。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
みやぎ違反広告物除却サポーター制度	公道、公園内の電柱や信号機に貼られている違法な「はり紙」を自主的に除却するボランティア団体を支援し、街の美観等の保持・環境の浄化を図る。	県（都市計画課）
街並み改善による環境浄化	防犯ボランティアによる自主パトロールを推進する。 客引き警戒等、自治体、関係機関・団体と連携・協働した環境浄化活動を行う。	警察（生活安全企画課）